

◆境港市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

令和4年11月

① 中間年の見直し

令和4年3月に内閣府より通知された子ども・子育て支援事業計画の見直しのための考え方では、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととされています。

計画期間：令和2年度から令和6年度の5か年⇒ 中間年 令和4年度

<参考資料>

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）（抄）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
（略）

法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の（一）若しくは四の2の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、二の3の（一）により定めた地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行なうため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行なうこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

（1）中間年の見直しのための考え方

認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要。

見直しにあたっての手続き

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議で議論を行うとともに、市-県間で十分連携して対応することが望ましい。

（本資料5ページ ※1 令和4年3月18日付国からの事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」より）

(2)「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

見直しの方法

認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(※1 令和4年3月18日付国からの事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」より)

【1】実績値の把握

1号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数+私立幼稚園を利用する子どもの数

2・3号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数

【2】算出した実績値と量の見込み(計画値)の比較

<見直しの要否の基準>

「実績値(令和3年4月1日時点の認定区分ごとの支給認定者数)」が「量の見込み」よりも10%以上乖離がある場合は、原則として見直しが必要

(実績値/量の見込み \leq 90% 又は 実績値/量の見込み \geq 110%)

・形式的に上記の基準はあるものの、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討すること。

・乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや「量の見込み」の補正を実施するにあたり、当該影響を十分に留意した上で補正すること。

【3】乖離の要因分析

〈計画策定当時の「量の見込み」の計算式〉

「推計児童数」× $\frac{(\text{「潜在家庭類型」} \times \text{「利用意向率」})}{\text{教育・保育二一ズ}}$ = 量の見込み

➡ 推計児童数 又は 教育・保育二一ズ に想定を超えた変化があると、量の見込みと実績値に乖離が生じる。

【4】量の見込みの補正

乖離が生じた場合は、要因がいずれにあるのかを分析し、量の見込みを再計算する(補正)する。

推計児童数

・増減事由の把握(社会増減か自然増減か)
・既存の人口推計などのデータの活用など

教育・保育二一ズ

・女性の就業率の動向 など

・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるのかについての分析

※「量の見込み」を下方修正する必要性が高いと判断した場合、既に事業を実施している事業者及び事業の実施を検討している事業者と十分に情報共有を図ること

② 境港市の見直し作業と結果

(1) 実績値の算出

★基準日について★

- 1号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数 + 私立幼稚園を利用する子どもの数
- 2号認定子どもの実績値…令和3年4月1日時点の支給認定者数
- 3号認定子どもの実績値…令和4年3月1日時点の支給認定者数

※ 3号認定子どもについて、出生や育児休暇明けの入園希望などで年度当初から年度末にかけて、利用対象者が増加することから、本市においては、年度末における量の見込み数を見越して設定しているため。

このことから、令和3年4月1日時点の支給認定者数に代わり、下記のとおり令和4年3月1日を基準日として実績を算出することとする。

3号認定子ども実績値 = 保育所等を利用する3号認定子ども + 令和3年度中の入所を希望したが、保育所等の利用を希望したが待機となった子ども

(2) 算出した実績値と量の見込み（計画値）の比較

支給認定区分	令和3年度		実績値-計画値(人)	実績/計画(%)	実績値の時点
	計画の値(人)	実績値(人)			
1号認定子ども	185	146	-39	78.9	令和3年4月1日
2号認定子ども	577	601	24	104.2	令和3年4月1日
3号認定子ども	442	432	-10	97.7	令和4年3月1日
3号内訳	(1・2歳児)	352	352		待機2名含む
	(0歳児)	80	80		

(3) 結果

○ 1号認定子どもについて

令和3年4月1日時点における比較においては、78.9%となり、計画の値より10%以上の乖離がみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響による、社会的不安要素から、共働き家庭が増え、1号認定子どもが減少したこと、また、特定教育・保育施設への預け入れることなく、家庭保育が増えたことによると考えられる。

○ 2号・3号認定子どもについて

10%未満の乖離。（※3号認定子どもについては年度当初90%であるが、途中入所者が多く、年度末時点を実績値としている。）

⇒ 上記の状況により、見直しの要否基準の令和3年4月1日時点において、新型コロナウイルス感染症という特殊な要因が実績値に影響したと考えられるため、現段階で、

「教育・保育」の量の見込みの見直しを行うまでには至らないと考える。

新型コロナウイルス感染症の影響を見極め、必要であれば令和5年度以降に見直しを実施する。

<参考> =====

◆ 推計児童数について

推計児童数又は教育・保育ニーズに変化があると、量の見込みと実績値に乖離が生じることから、推計児童数についても乖離の程度を確認した。

3年度	計画の値	実績値	実績値-計画値	実績/計画
0歳児	218	195	-23	89.4
1・2歳児	454	460	6	101.3
3～5歳児	769	778	9	101.2
6～11歳児	1648	1679	31	101.9

※実績値 R3.3.31現在

=====

③ 「地域子ども・子育て支援事業」の見直し

「教育・保育」の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容変更に合わせて、必要に応じ、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

⇒本市においては、「教育・保育」の量の見込み及び提供体制の確保の内容の変更を行わないことから、

「地域子ども・子育て支援事業」の変更も行いません。

(※令和4年3月18日付国からの事務連絡「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」より)

④ 次期計画策定に向けて

令和7年度からの次期計画の策定に向け、令和5年度にニーズ調査を実施し、量の見込みの推計と確保方策（定員）、その他本市における子ども・子育て計画の方向性を定めていきます。

ニーズ調査における、アンケートの設問内容等、令和5年度の子ども・子育て会議において、検討・協議を実施する予定です。

※1 <参考資料>

令和4年3月18日付内閣府事務連絡

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（抜粋）

1. はじめに

本資料は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）に基づき、各都道府県及び市町村において計画期間の中間年における見直しを行うための参考となる考え方を示すものである。

～～また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であったため、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行なう必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。

～～中間年の見直しの有無にかかわらず、地域の実情に応じて必要な場合は、適時に市町村計画を見直すことを検討していただきたい。

2. 見直しの方法について

2.1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

(1) 実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、市町村計画において設定した提供区分ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととする。

(2) 「実績値」と量の見込み」との比較

(1) に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合※は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行なうこととする。

※

$$\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直ししている場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討していただきたい。また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、「1. はじめに」に記載しているとおり、令和5年度以降に見直しを行なうことや、(4) に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

2.2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行なうこととする。

～～中略～～

また、「2. 1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し」と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行っていただきたい。